

長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症
スクリーニング事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示460号の9）及びこの要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症が発生した場合、重症化リスクが高く、また、多人数が入所し、クラスター化するおそれが高い障害者支援施設、療養介護事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練をおこなう自立訓練事業所、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（以下、「障害者施設等」という。）において、施設内感染を未然に防止するため、新規入所者等の入所前に実施するPCR検査等への支援を目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、「長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金実施要綱」により、県が適当と認める者が行う事業等に要する経費を補助の対象とする。

2 補助金は、次の各号に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

(1) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。

(2) 感染段階がレベル0の期間中に実施する検査費用

レベル0であっても、新たに懸念される変異株が出現し、国内で感染が確認された時点からは補助対象

(3) その他、長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金として適当と認められないもの。

(申請手続)

第4条 この補助金の交付の申請については、「長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金交付申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号の1)
- (2) その他参考となる資料

(補助額の算定方法)

第5条 補助金は、次により算出する。なお、算出された交付額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の(ア)及び(イ)の方法により算出された額を比較していずれか少ない方の額
 - (ア) 対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合にあっては、寄付金収入額のみを除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額。
 - (イ) 別表により算出した基準額。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4条に定める申請手続に従い、第1号様式の2による申請書に關係書類を添えて、別途定める日までに行うものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付す。

- (1) N C H A Tまたはこれと同等とみなせる、職員・利用者の日々の健康状態を入力し、管理することができるシステム等を導入、または今後導入する予定があること。
- (2) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が

困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(6) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(7) 補助事業を行うにあたり、次のアからウに掲げる者と契約を締結してはならない。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認める者

(交付の決定の除外)

第8条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

(補助金の交付の決定の通知)

第9条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に「長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金交付決定通知書」(様式第3号)により通知しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が第8条各号のいずれかに該当することが判明

し、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して法令等に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助金に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 この補助金の実績報告については、「長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業実績報告書」(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 精算額算出内訳書(様式第2号の1)

(2) 事業報告書(様式第2号の2)

(3) その他参考となる資料

(4) 歳入歳出決算見込書抄本

(補助金等の交付)

第12条 規則第14条の規定により確定の通知を受けた補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、「長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金交付請求書」(様式第4号)を提出しなければならない。

2 補助金は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払いをすることができる。この場合においては、「長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金交付請求書(概算払)」(様式第4号の2)を提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年10月5日から施行する。

この要領は、令和3年1月27日から施行する。

この要領は、令和3年2月12日から施行する。

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月7日から施行する。

別表

補助金名	事業内容	基準額	対象経費
長崎県障害者施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金	新規入所者等との利用契約に際して、入所前に PCR 検査等を実施することを契約要件としている（措置入所者等緊急を要する者等を除く）障害者施設等に対し、入所前に実施する検査費用の一部を助成する。	1回あたりの補助上限単価について令和4年4月1日から令和5年3月31日までの検査については7,000円（検査等の費用が、上限額未滿の時は、その金額までを上限額とする。）	新規入所者等のPCR検査等のうち、行政検査対象外となった検査等に要する経費